

子育て応援特別手当を独自支給

支給申請受付を開始しました

本町では、国の政策を受けて7月の町議会臨時会において3～5歳の幼児がいる世帯に1人当たり3万6千円を支給する内容に、町の独自策として0～2歳の幼児への拡大支給を含めた補正予算を議決し、就学前の子育て世帯に必要な支援を行うことといたしました。

しかし、国では政権交代により本手当の執行停止が表明されましたが、既に議会での議決事項でもあり「町民の皆さんとの約束」であることから町の独自財源で実施することといたしましたので、その内容についてお知らせいたします。

1. 支給対象者

子育て応援特別手当の支給対象者は、平成21年10月1日以降において「支給の範囲となる子」の属する世帯の世帯主とします。

支給対象者には申請案内を送付しています。

2. 支給の対象となる子

特別手当の対象範囲は、世帯に属する平成15年4月2日から平成22年3月31日生まれの就学前の子で、次の要件のいずれかに該当する児童とします。

(1) 和寒町住民基本台帳に記載されていること

(2) 外国人登録原票に登録されている者のうち次に掲げる者に該当すること

日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法(平成3年法律第71号)に定める特別永住者

出入国管理及び難民認定法(昭和26年政令第319号)に定める在留資格を有して在留する者(出生等により在留資格を有することなく在留することができる者を含み、不法滞在者及び短期滞在の在留資格で在留する者を除く。)

3. 支給の額

子育て応援特別手当は「対象の範囲となる子」1人につき3万6千円を支給します。

4. 申請の手続き及び申請期日

特別手当の支給要件に該当する者が特別手当の支給を受けようとするときは、平成22年3月31日(水)までに保健福祉センター保健福祉課福祉係まで子育て応援特別手当支給申請書の所定欄等に記入のうえ提出してください。

5. 支給の方法

子育て応援特別手当の支給方法は、支給対象者が指定した金融機関への口座振替とします。

ただし、口座振替による支給が困難な場合は申し出てください。

6. その他

申請の際に、本人確認のできる公的身分証明書等及び振込先金融機関口座の確認ができるものを持参ください。



■詳しくは保健福祉課福祉係 (TEL32-2000) までお問い合わせください。